

ご存知
ですか？

やまがた暮らし 移住希望登録

「やまがた暮らし移住希望登録」は、県外から山形県への移住を検討されている方を対象とした登録制度です。

ご登録いただくことにより、山形県が実施する様々な移住支援制度を活用できるようになるほか、移住支援や移住イベント等のお得な情報が届くようになります。

【「やまがた暮らし移住希望登録」に登録すると活用できる支援制度】

※以下は令和8年度の内容です。令和7年12月31日以前に移住された方は、対象となりません。

- ・食の支援（米・味噌・醤油・県産食品詰め合わせを支給）
- ・住まいの支援（賃貸住宅の家賃を最大1万円/月×最大24か月分補助）
- ・若者世帯・子育て世帯移住支援金（最大40万円支給）

※既に山形県内在住（移住済）の方は登録できません。

※転勤・出向・派遣・進学のための移動（転入）の方は登録できません。

※支援を受けるには、一定の要件があります。

登録はこちらから



転入日の前日までにご登録ください！

山形県移住支援事業の申込の流れ

STEP1 転入日※の前日までに「やまがた暮らし移住希望登録」に登録

※住民票上の「住民となった日」を指します。「届出日」ではないため、ご注意ください。
また、転入日と同日の登録は支援対象外ですので、お早めにご登録ください。

移住支援や移住イベント等のお得な情報が届きます!!

※ 登録後、<yamagatakeniju@yamagata-iju.jp>より、STEP 3のウェブ回答用URLが自動返信されます。
届いたメールは削除せずに保管してください。

※ 登録後にメールが届かない場合は、県へご連絡ください。

WEB登録



STEP2 各市町村で転入手続き

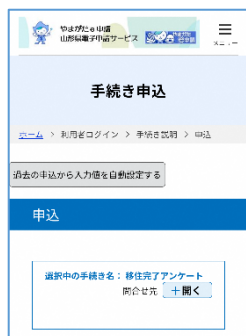
STEP3 「移住完了アンケート」に回答

※回答用URLは、HP等では公表しておりません。

アンケートに回答いただかないと、支援に申請いただけません。
STEP 4の書類の準備等にも時間を要しますので、
転入後は忘れずに、お早めにご回答ください!!
(目安：申請期限の1~2週間前まで)

※ STEP 1の登録後に届いたメールに記載のURLからご回答ください。
※ 回答の翌日以降に、STEP 4のウェブ申請用URLをメールにてお送りします。

WEB回答



STEP4 書類を準備して各種支援に申請

※申請用URLは、HP等では公表しておりません。

WEB申請

食の支援



県産食品
をプレゼント



申請期限：R9.1.15

住まいの支援



家賃を最大で
24か月分補助



申請期限：R9.1.29

若者世帯・子育て世帯移住支援金



対象世帯に
支援金を支給



申請期限：R9.1.29

【令和8年度支援の主な対象要件】

※下記のほか、必ず各支援の対象要件をご確認のうえ申請してください。

- ・ 山形県内市町村への定住の意思がある
- ・ 世帯員に「転勤、出向、派遣又は進学による移住者」がいない
- ・ 住民票の転入日が、【 R8. 1. 1 ~ R8. 12. 31 】である
- ・ (若者世帯・子育て世帯移住支援金の場合) 転入前に3年を超える期間山形県外に在住している

【注意事項】

- ・ 転入日から3年以内に県外転出した場合、支援金等を返還いただきます。
- ・ 県からのご連絡は、原則メールにて行います。@以下が次のアドレスからは受信できるよう設定のうえ、受信メールはこまめにご確認ください。
<@pref.yamagata.jp> <@yamagata-iju.jp> <@apply.e-tumo.jp>